

岩手県監査委員告示第5号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年1月15日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局教育企画室
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成24年8月28日
 - (2) 本監査実施日 平成24年9月7日
- 3 監査結果の公表の日 平成24年11月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
銃砲刀剣類登録等に係る手数料の調定に当たり、年度を超えてから調定しているものが1件、1,173,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	銃砲刀剣類登録等に係る調定については、担当課及び当室において手続の流れを改めて確認し、職員間による相互チェックを徹底することにより、再発を防ぐこととした。